

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 森裕行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 現金で納付された生産品売払代金について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿への登記が漏れているものがあった。（多度津高等学校、豊学校、坂出工業高等学校）</p> <p>(イ) 証紙を貼付した書類について、月ごとに取りまとめ、通し番号を記入し、袋とじにして保存できていなかった。また、定額小為替等により収納した場合の証拠を、証紙を貼付した書類の最後に新たな通し番号を記入して、保存していなかった。（坂出商業高等学校）</p> <p>イ 支出について</p> <p>国際文化交流促進事業費補助金において、事業が完了しているにもかかわらず、交付決定の手続ができていなかった。（高校教育課）</p> <p>ウ 手当について</p> <p>(ア) 連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当の支給について、過大に支給しているものがあった。（観音寺第一高等学校、飯山高等学校、農業経営高等学校）</p> <p>(イ) 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 直ちに現金受払簿に登記した。現金の受払いが発生する行事を事前に事務部が把握しておき、遺漏のないよう努める。</p> <p>(イ) 証紙を貼付した書類について、規定どおりに綴り、保存した。今後は、担当者と出納員が月末ごとに証紙関係の証拠書類の保存方法について確認することとした。</p> <p>イ 支出について</p> <p>直ちに交付決定の手続を行った。今後は、総務担当者が事業の進捗状況を定期的に確認し、再発防止を図ることとした。</p> <p>ウ 手当について</p> <p>(ア) 直ちに戻入の手続を行い納付を確認した。併せて他の職員についても再度確認を行った。また、総務ナビへの入力時に十分注意するよう、関係職員に周知を行った。</p> <p>(イ) 直ちに支給の手続を行い1月に支払を完了した。併せて他の職</p>

を伴うものに従事する場合に支給する特殊勤務手当について、支給していないものがあった。(高松桜井高等学校)

エ 旅費について

依頼旅費について、支払が6か月以上遅延しているものが散見された。(生涯学習・文化財課)

オ 財産について

公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団屋島事業所が設置している冷蔵庫等について、行政財産の目的外使用許可に係る手続を行っておらず、また、電気料を負担させていなかった。(屋島少年自然の家)

カ 物品について

小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。(屋島少年自然の家)

キ 契約について

(ア) 物品購入契約において、一般競争入札を経て契約を締結した後、入札時の仕様書に定める購入商品の種類、数量等について、変更契約を行っているものがあった。(観音寺第一高等学校)

(イ) 印刷物発注に係る一般競争入札において、最低制限価格を設定せずに落札者を決定し、契約しているものがあった。(埋蔵文化財センター)

(ウ) 物品購入について、予定価格が50万円を超えていたにもかかわらず、書面による予定価格を作成していないものがあった。(高瀬高等学校)

員についても再度確認を行った。また、総務ナビへの入力時に十分注意するよう、関係職員に周知を行った。

エ 旅費について

依頼旅費の発生事実を旅費担当者が確実に把握できるよう、事業担当者が旅費担当者に対し、依頼旅費の起案の回議と依頼文の写しの送付を徹底し、依頼旅行終了後は速やかに旅費の支給手続を行うよう指導した。

オ 財産について

直ちに行政財産の目的外使用許可の手続を行うとともに、電気料については、半期毎に請求し、納付させることとした。

カ 物品について

今後は、1回目を6月の車検時に、2回目を12月に実施することとし、物品取扱員が、その都度車歴カード等で確認することとした。

キ 契約について

(ア) 今後は、契約締結後に大幅な内容変更を行うことが無いよう、事前に仕様書の内容を十分に検討することとした。

(イ) 今後は、一般競争入札で印刷物を発注する際は、予定価格を作成すると同時に最低制限価格を設定することとした。

(ウ) 今後は、予定価格の金額に留意し、担当者と出納員で確認することとした。

<p>検討指示事項</p>	<p>ア 支出について 香川県競技スポーツ強化本部補助金交付要綱について、補助対象経費の区分及び補助率に係る規定を定めるよう検討する必要がある。(保健体育課)</p> <p>イ 物品について 数年にわたり倉庫で保管している借入物品について、適正に管理するとともに、有効利用について検討する必要がある。(高松商業高等学校)</p> <p>ウ 契約について (ア) 集団宿泊学習生徒送迎支援業務委託については、業務実施に必要な委託料から業務実施に伴う収入が相殺されるなど、契約上の問題があるので見直しを検討する必要がある。(義務教育課) (イ) 高松養護学校と香川中部養護学校のスクールバス運行委託業務について、別々に契約しているが、隣接した学校であるため、契約の統合を検討する必要がある。(高松養護学校、香川中部養護学校) (ウ) 同一期間で実施するガラス清掃、床面洗浄及びワックス塗布作業の発注について、別々に発注するのではなく、まとめて発注できないか検討する必要がある。(善通寺第一高等学校)</p>	<p>ア 支出について 平成30年度から要綱を改正し、補助対象経費及び補助率を明確にした。</p> <p>イ 物品について 校舎改築時に保全のため倉庫に保管していたPTAからの借入物品(美術品5点)については、応接室に飾ることとした。全てを同時に飾ることができないため、定期的に入れ替え、有効利用を図ることとした。</p> <p>ウ 契約について (ア) 業務執行方法について、適正に処理をするよう関係機関と調整し、改善を進めていく。 (イ) 平成31年度のスクールバス運行委託業務については、共同運行している高松養護学校・香川中部養護学校のスクールバスの運行を統合し、業務の委託ができるよう検討する。 (ウ) 今後は、同一期間で実施する同種の作業については、原則として一括して発注することとし、執行全般においても今まで以上に経済性、効率性に留意することとした。</p>
---------------	---	---